

特集：グローバル景気後退と各国の失業者支援政策

ドイツにおける失業者支援制度

中内 哲

■ 要約

ハルツ改革後のドイツは、2005年を境に、途中いわゆるリーマン・ショックに見舞われながらも失業率を改善させ、現在のそれは、東西統一後、最も低い水準にある。これは、堅実な経済成長の果実でもあろうが、上記改革により構築された失業者を支援する現行制度、すなわち、①失業手当I（従前の賃金を基準に算定した額・最長受給期間あり）と失業手当II（一定額・受給期間に制限なし）を中核に据え失業者に対する一定の所得保障を図る金銭給付措置と、②職業相談・訓練等を駆使し、また、1ユーロ・ジョブや僅少労働も活用しながら、できる限り速やかに失業者が具体的な職・仕事を獲得できるよう努力する就労促進措置とを有機的に機能させた成果ともいえよう。

本稿は、こうした当該制度を解説するとともに、リーマン・ショックや東日本大震災により雇用情勢がなかなか好転しないわが国で最近開始された「求職者支援」制度にも、上述のドイツとの関係が若干触れる。

■ キーワード

ハルツ改革、金銭給付措置、就労促進措置

I はじめに～本稿の目的・構成～

1991年に東西統一を成し遂げたドイツは、当初、東部地区における深刻な雇用・経済状況を抱え失業率の上昇傾向に歯止めをかけられずにいた。しかし、2005年を境にその失業率は大幅に改善する。2008年夏に発生したアメリカの名門投資銀行リーマン・ブラザーズ社の破綻をきっかけに引き起こされた世界的金融危機（いわゆるリーマン・ショック）にさらされたものの、これを早期に克服して2013年4月時点の当該数値は、東西統一後の最低水準にまで到っている¹⁾。

これは、欧州諸国で最も堅調な経済の伸びによる効果といえよう²⁾。もっとも、決してそれだけではなく、2002年夏、社会民主党ゲアハルト・シュレーダー（Gerhard Schroeder）を連邦首相とす

る中道左派連立政権下で示された労働市場改革等に関する重厚な提案に基づく、数次にわたる重要な法改正が旧来の事態を好転させ、もたらした成果（「ハルツ改革」と呼ばれる³⁾）でもあると考えられる。

そこで本稿は、こうしたハルツ改革後の「失業者を対象とした公（連邦（Bund）・地方自治体（kommunale Träger））による現行の支援態勢」を（必要に応じ当該改革以前の制度にも言及して）まず解説する⁴⁾。失業者支援という視点からすれば、その内容は大きく、①一時的ではあれ賃金を得られない失業者に対する経済面での支え（金銭給付措置）と、②当該失業者を現実に職・仕事へと導く具体的な施策（就労促進措置）とに分けて捉えることができよう。以下、Ⅱ金銭給付措置、Ⅲ就労支援措置の順に進行する。最後にⅣとして、ドイツの現行失業者支援制度に対する評価や、わ

が国の当該制度に関する近時の動向につき若干言及する。

II 金銭給付措置

これには、A・失業（Arbeitslosigkeit）が直接の給付原因（の1つ）とされ失業者を正面から支給対象者に設定するものと、B・失業を当該原因（の1つ）とするわけではないが、結果として失業者が支給対象者に含まれるものがある。本稿は、前者Aの核である失業手当Ⅰ（Arbeitslosengeld）と、後者Bの代表格としての失業手当Ⅱ（ArbeitslosengeldⅡ）を取り上げ、両手当について、少なくとも①給付水準 ②受給期間 ③受給要件 ④当該給付事業の実施主体 ⑤当該給付の財源、以上5点に着目しながら言及する。

1. 失業手当Ⅰ（Arbeitslosengeld）

本手当が法的根拠を置く社会法典第3編（Sozialgesetzbuch Drittes Buch（以下、SGBⅢ））は、2011年12月の法改正（BGBl.Ⅰ S.2854）により、従前の多数の条文が移動・削除される等し、大幅に変更された内容が2012年4月1日から施行されている。

①その給付水準は、受給者が養育義務を負う子供を有する等の場合とそれ以外とに分けられ、前者は失業以前における手取り賃金（Nettoentgelt）⁵⁾

の67%、後者は当該賃金の60%とされている（SGBⅢ149条）⁶⁾。⑤これを支える主たる財源は、労働契約関係にある労使が折半して負担する保険料（Beiträge）で賄われる（同340条、346条1項1文）⁷⁾。②受給期間は、表1-1に示したように、離職前3年間における保険料納付期間（月数）と年齢を基に、最短6ヶ月から最長24ヶ月まで設けられている（同147条1項・2項）。本手当請求権の消滅時効は4年であるが（同161条2項）、受給停止期間開始から総計21週間を経過すると失効する（同条1項2号）。

もちろん、この手当は失業者への経済的支援を目指しているが、だからといって、職を失った（あるいは職に就いていない）全ての失業者に支払われるわけではない。SGBⅢは、③受給要件について、(a)一定期間の保険料納付、(b)失業の申請（Melde）、(c)実際の失業状態、以上3点を規定する（137条1項）⁸⁾。(a)一定の保険料納付期間（Anwartschaftszeit）とは、離職前2年間のうち少なくとも12ヶ月間を意味し（同142条1項、143条1項）、(b)上記申請は、通常、失業後になされるが、失業が見込まれる3ヶ月前からも可能とされている（同141条1項）。最も肝心の(c)失業状態にあるか否かの判断基準は、就業機会の喪失・当該喪失の解消へ向けた努力・職業紹介への応諾、以上3点である（SGBⅢ138条1項）。第3点・紹介される職は、原則として、本手当の受給希望者にとり「就労が期待できる（zumutbare Beschaeftigung）」ものと評価される（同140条）。このことから、職業紹介を拒否する当該希望者へは同手当の支給を一定期間停止するという制裁が

表1-1 失業手当Ⅰ（原則）

保険料納付月数（以上）	最長受給期間（月数）
12	6
16	8
20	10
24	12
＜満50歳以上の特例＞	
30（満50歳以上）	15
36（満56歳以上）	18
48（満58歳以上）	24

表1-2 失業手当Ⅰ（特例該当者）

保険料納付月数（以上）	最長受給期間（月数）
6	3
8	4
10	5

予定されているのである（同159条⁹⁾。

なお、離職前の労働契約に10週間以内の期間が付されていた者等に対しては、上述した受給要件のうち (a) が緩和され（同142条2項¹⁰⁾、表1-2にあるように、年齢に関係なく、離職前2年間における保険料納付月数に応じた本手当の最長受給期間が定められている（同147条3項）。

④この手当の給付主体は、連邦雇用エージェンシー（Bundesagentur fuer Arbeit（以下、BA））である（同368条¹¹⁾。BAは、下部組織として、州（Land）を基本とした10箇所の地域統括局（Regionaldirektion）と、同局が管轄する空間をさらに細分化して設置される156箇所の事務所（Agentur fuer Arbeit（以下、AA））を擁している（同367条）。所轄AAが本手当の給付にあたる現場であり、本手当受給希望者はここに失業を申請する。

本手当の受給者数は、いわゆるリーマン・ショックに伴い雇用が悪化した2009年を除いて、2004年以降減少傾向にあり、2011年においては82万9千人（前年比約19万3千人減）であった¹²⁾。

2. 失業手当Ⅱ（ArbeitslosengeldⅡ）

社会法典第2編（以下、SGBⅡ）に法的根拠を置く本手当は、生計保障基準給付（Regelbedarf zur Sicherung des Lebensunterhalts）（20条¹³⁾、当該給付に一定割合を乗じて算出される額を妊

婦・ひとり親・障がい者へ支給する超過給付（Mehrbedarfe）（21条¹⁴⁾、上記・生計保障基準給付の受給権者にその実費のみを支給する住宅・暖房費用給付（Bedarfe fuer Unterkunft und Heizung）（22条）からなり、⑤これらの財源は租税で賄われる（46条）。

本手当の中核である生計保障基準給付に着目すれば、①その給付水準は、表2に示したように、失業手当Ⅰとは異なり、受給者の類型・属性ごとに一定額を支給する旨、定められている（SGBⅡ 20条2項¹⁵⁾。③当該給付を含む本手当の受給要件は、(a) 満15歳以上65歳¹⁶⁾ 未満で (b) 稼得能力（Erwerbsfaehigkeit）を有するものの、(c) 扶助を必要とし（要扶助性（Hilfenbeduertigkeit））、(d) ドイツ国内を通常の居所（gewoehnliche Aufenthalt）にする者¹⁷⁾、とされる（同7条1項）。失業者は、これら4要件を充足する限り、当該給付を受給できるし、事実2011年には、本手当受給権者の43%が登録失業者であると報告された¹⁸⁾。他方、本手当に②受給期間は設けられていないため、上記4要件を満たす受給者は同手当を獲得し続ける¹⁹⁾。なお、未成年の子に対しては、表3に示した年齢の区分に従って、生計保障基準給付を基に算定された社会手当（Sozialgeld）が支給される（SGBⅡ 23条）。

受給要件にさらに踏み込むと、(b) 稼得能力とは、今後相当な期間（nicht absehbare Zeit²⁰⁾ のうちに、「疾病または障がいにより、一般労働市場の通常の条件下で少なくとも1日あたり3時間以上就労できない状態にある」²¹⁾ とはいえない場

表2 失業手当Ⅲにおける「生計保障基準給付」
（2013年1月1日以降）

受給者の類型	支給額 (ユーロ/月)	比率
単身者・ひとり親・未成年（18歳未満）をパートナーとする者	382	100%
満18歳以上の2名で構成される需要共同体（各人に対して）	345	90%
稼得能力を有し需要共同体を構成する満18歳以上25歳未満の者	306	80%
稼得能力を有し需要共同体を構成する18歳未満の者	289	75%

2012年10月18日告示（BGBl.I S.2175）も参照

表3 社会手当（2013年1月1日以降）

受給する子の年齢	支給額 (ユーロ/月)	比率
満15歳～18歳未満	289	75%
満7歳～15歳未満	255	67%
7歳未満	224	60%

2012年10月18日告示（BGBl.I S.2175）も参照

合を指す(同8条1項)。(c) 要扶助性とは、本手当の受給希望者が「(実際に従事することが)期待できる仕事(zumutbare Arbeit)」の受け入れか、資力調査で考慮される収入(Einkommen)・資産(Vermögen)²²⁾によっても、自らの生計を確保することが全くまたは一部について不可能であり、かつ、必要な援助を他者から得られない場合を基本的には意味する(同9条1項)。ここにいう「実際に従事することが期待できる仕事」とは、本手当の受給希望者に紹介される職が原則として該当する(同10条1項)。それゆえ、当該職業紹介を拒否した者の本手当はまず3ヶ月にわたり30%を減額され、その拒否が重なる度に同率の減額が加わり、ついには同手当の支給廃止が予定されている(同31条・31a条・31b条)²³⁾。

上述した①給付水準における受給者の類型・属性や③受給要件の(c) 要扶助性では、「需要共同体(Bedarfgemeinschaft)」という概念が用いられている(同7条3項)。これは大要、本手当受給権者(端的に表現すれば、稼得能力を有する要扶助者)を中心に、同一家計の下で同居するそのパートナー(法律上か事実上の配偶者かだけでなく、異性が同性かも問われない)や25歳未満の未婚の子が形成する生活上の単位と表現できよう²⁴⁾。

④本手当の給付事業の実施主体は、制度発足当初、BAと地方自治体(具体的には、郡(Kreise)および郡に属さない市(kreisfreie Stadt)。SGB II 6条1項2文)とが協力して設置する協同組織(Arbeitsgemeinschaft)に担当させることを想定していた。しかしながら、連邦憲法裁判所第2法廷2007年12月20日判決(BVerfGE 119,331=NZS 2008,198)は、上記実施主体を協同組織に委ねる当時のSGB IIの該当条文を(わが国の憲法にあたる)基本法(Grundgesetz)に違反する(すなわち、違憲である)としたため、基本法改正作業が遂行され、同法に協同組織の根拠条項が挿入されるとともに(基本法現91e条)、関連法律も整えられ、

現在、当該実施主体は、協同組織(ジョブセンター(Jobcenter)と呼ばれる。SGB II 6d条、44b条以下)、あるいは地方自治体単独のいずれかである²⁵⁾。

本手当の受給者数は、2006年を境に減少し、2011年において461万5千人(前年比約37万4千人減)であった。

以上のように、失業手当I・IIは、どちらも名称に「失業手当」と冠しているものの、本稿が着目した①受給水準 ②受給期間 ③受給要件 ④給付主体 ⑤財源では、共通点がほぼ見当たらず、実質的には、それぞれ全く別個の存在であることが、あらためて確認できよう。他方、このことは、両手当が併給されることを意味し、現に2011年における両手当併給者数は約8万5千人との報告がある²⁶⁾。

なお、失業手当Iと同様、A・失業を直接の給付原因(の1つ)として支払われるものには、失業状態を解消しようと起業活動に着手した失業者等を給付対象とする起業助成金(Gruendungszuschuss・SGB III 93・94条)²⁷⁾や、社会保険加入義務が付された職に複数従事している労働者が少なくともその1つを失った際に支払われるパートタイム失業手当(Teilarbeitslosengeld・同法162条)等がある。他方、失業手当IIのように、B・失業を直接の給付原因とするわけではないが結果として失業者が支給対象者に含まれるものとして、使用者の財産に対する破産手続きが開始された場合等に、倒産前最長3ヶ月間における労働者の未払い手取り賃金を保護する破産手当(Insolvenzgeld・SGB III 165条以下)²⁸⁾などを挙げることができる。

さらに、社会法典第12編(以下、SGB XII)に基づく社会扶助(Sozialhilfe)²⁹⁾は、疾病や事故等により稼得能力を欠いた失業者を困窮者として保護することを予定している。

Ⅲ 就労促進措置

先に見たように、SGBⅢ・同Ⅱは、失業手当Ⅰ・Ⅱの受給要件に、要求（あるいは期待）可能性（Zumutbarkeit）を含めているため、その受給停止・減額・廃止を背景に、当該手当受給権者が自らに紹介される職・仕事への従事を事実上拒否できない仕組みを構築している。とはいえ、両法は、金銭給付措置と職業紹介とを単純に結びつけているわけではない。両者を有機的に機能させ失業者を具体的な職・仕事に導くための様々な施策も用意している。

1. 職業紹介支援

(Foerderung aus dem Vermittlungsbudget)

SGBⅢ44条に基づき、所轄AAが失業者等に対し、社会保険加入義務を負担する職・仕事に就くための相談（Beratung・SGBⅢ29条以下）や助成金（Beihilfe）の支給を行うことを指す。失業者と所轄AA担当者らが話し合い、当該失業者個人の需要・状態に応じて柔軟に行うとされる³⁰⁾。

2. 積極的職業統合措置 (Massnahmen zur Aktivierung und beruflichen Eingliederung)

失業者らが、所轄AA等によって実施される社会保険加入義務を負担する職業の紹介や、就職・起業のノウハウを伝える場等へ参加できる機会を指す(SGBⅢ45条1項)。これらの措置の参加者は、受講費用や受講のための移動費用について、最長6週間まで助成を受領できる³¹⁾。

3. 統合協定 (Eingliederungsvereinbarung)

失業手当Ⅱの制度発足当初、その受給者の多数を長期失業者が占めるとの評価があっただけに、当該受給者の労働力の活用（＝労働市場への統合）がより強く意識された。法律上、それは、「要請の原則（Grundsatz des Forderns）」として、

「稼得能力を有する要扶助者…は、…その要扶助状態を終了または軽減するためのあらゆる可能性を駆使しなければならない。当該要扶助者は、…労働への統合のためのあらゆる措置に積極的に協力しなければならない。一般的労働市場にかける稼働が当面不可能な場合には、当該要扶助者は、（実際に従事できると）期待されて自らへ提供される労働の機会（eine ihr angebotene zumutbare Arbeitsgelegenheit）を受け入れなければならない」との文言（SGBⅡ2条1項）、他方、支援の原則（Grundsatz des Foerderns）」として、失業手当Ⅱの「給付主体は、稼得能力を有する要扶助者を、労働への統合という目的をもって包括的に支援する」（同法14条1文）との文言に顕れている。

これらの原則に則って、失業手当Ⅱ受給権者は、その受給にあたり、所轄AAが指定する個別相談担当者（persoenliche Ansprechpartner）と話し合い、所轄AAが提供する職業訓練・職業紹介等³²⁾の内容、それに対して当該受給権者が行うべき努力の内容・頻度、その努力を証明する方法を決め、それを書面化したもの＝統合協定を6ヶ月を限度として所轄AAとの間で取り交わす（同条2文、15条1項）³³⁾。

この協定に基づき、社会保険加入義務が生じる雇用労働または自営業への従事を受け入れた同受給権者には、入職手当（Einstiegsgeld）を獲得できる可能性が生じる（同法16b条1項）。同手当の具体的な額は、失業期間や当該受給権者の需要共同体の規模を考慮して算定され、その支給期間は最長24ヶ月とされている（同条2項）。

4. 1ユーロ・ジョブ

これは、失業手当Ⅱ受給者が従事すべき具体的な職（上述した雇用労働・自営業いずれでもよい）を探知できない場合に提供される「公益に関わる追加的就労機会（Gelegenheiten fuer im oeffentlichen Interesse ligende,zusaetzliche

Arbeiten)」である (SGB II 16d条2文)。

より具体的には、地方自治体や福祉団体における時給1~2ユーロの仕事³⁴⁾、おおむね週30時間までに制限されており、労務を提供する当該受給権者とそれを受領する地方自治体等との間に労働契約関係は生じないものの、労働保護規定(Die Vorschriften ueber den Arbeitsschutz)等が適用されるという³⁵⁾。

やや古いものの2007年1月に筆者がベルリンで実施した1ユーロ・ジョブに関する実務担当者への聞き取り調査では、就労するにあたって、時間厳守や身嗜み等といった当然の習慣を(その多くは長期失業者であろう)失業手当II受給者に思い出させる・身につけられるという点で有益である旨の積極的評価に接した経験がある。

5. 僅少労働(Geringfuegige Beschaeftigung)等

僅少労働とは、社会法典第4編(以下、SGBIV)に法的根拠を置く就労形態で、賃金月額が450ユーロ(2011年法改正により、2013年1月1日付けで400ユーロから引き上げ)以下か、最長2ヶ月(あるいは50労働日以内)の就労である(ミニ・ジョブ(Mini-Jobs)と呼ばれる)(8条)。

失業者がミニ・ジョブに従事した場合、事業主がその賃金に対する一定割合の税・社会保険料を一括納付することにより、当該失業者は、税・社会保険料を負担しない額面通りの賃金を受け取ることができる³⁶⁾。また、失業者がミディ・ジョブ(Midi-Jobs)と呼ばれる賃金月額が450ユーロを超え850ユーロ(これも2011年法改正により、2013年1月1日付けで800ユーロから引き上げ)以内の就労に従事すると(SGB II 20条2項)、当該失業者が本来負担すべき社会保険料が所得に応じて減額される³⁷⁾。

6. 職業訓練(Berufsbildung)

SGB III は、2005年に改正された職業訓練法

(Berufsbildungsgesetz)に基づく職業教育訓練(Berufsausbildung)の受講者(失業手当I・同II受給者を含む)に対して、同人が生活費や交通費などを用意できない場合に支給する職業教育訓練助成金(Berufsausbildungsbeihilfe)を用意している(56条以下)。2011年の被助成者数は約11万人との報告がある³⁸⁾。

以上の金銭給付措置・就労促進措置と職業紹介事業とが有機的に結合してきた成果なのか、2011年度第1四半期におけるドイツの労働力人口に占める長期失業者の割合(2.9%)は、統計上遡ることが可能な1993年以降で最も低い水準にあるとの分析がある³⁹⁾。

IV おわりに

以上、ドイツにおける失業者支援制度を確認してきた。こうした現行制度を生み出したハルツ改革案が提示されて10年余、ドイツでは同改革に対する評価・検証作業が進行している模様である⁴⁰⁾。

前述のように、数値だけ見れば、失業率は大幅に改善され、失業手当I・同II受給者数も減少傾向にある。その意味で、同改革への積極的な評価はもちろん可能であろう。しかしながら、貧困・所得格差の深刻化や労働者層の固定化がしばしば指摘されている⁴¹⁾。また、数値上、減少しているように見える長期失業者の問題も根が深いように思われる⁴²⁾。

翻ってわが国では、完全失業率が調査開始以来最悪の5.4%を2002年に記録して以降、徐々にではあれ改善に向かっていった。しかし、リーマン・ショックに伴う雇用悪化の影響は、2011年春に東日本大震災が発生したこともあって、現在もなお払拭できていない(2008年4.0%→2009年7月5.5%→2013年4月4.1%)。

かかる状況で、あらためて安全網の再構築が意識され、従来の雇用保険制度と生活保護制度との

間には深い溝があり、安全網としてうまく機能していないとの指摘を克服する施策が打ち出された。具体的には、2009年・2010年の雇用保険法改正により、その適用対象者の大幅な拡大が実現するとともに⁴⁴⁾、2011年5月には特定求職者就職支援法が制定された⁴⁵⁾。同法は、雇用保険受給資格者・生活保護法上の被保護者に続く第3の類型である「特定求職者」を設け（2条）、この層に対して10万円の職業訓練受講手当等を給付しつつ、これまで基本的に対象者を雇用保険受給権者に限ってきた職業訓練の機会も与えたのである。速報値によると、2012年3月までに職業訓練を修了した約1万2千人のうち就職者数が約7割、就職者のうち雇用期間に定めない者が7割弱とのことである⁴⁶⁾。

このような制度設計は、ドイツにおいて、（単に職を失った、あるいは職に就いていないという意味での）失業者を、①社会保険給付である失業手当Ⅰを受給できる失業者、②稼得能力を有するが、職に就いていない（失業手当Ⅱを受給する可能性を有する）求職者、③稼得能力を持たず社会扶助で保護される困窮者、の3つに法律上類型化し、それぞれに一定の所得を保障して、上記①失業者だけでなく②求職者へも就労促進措置を施す態勢と相似するといえる。しかしながら、ドイツとの比較という視点も含めて、特定求職者支援制度には、すでに多くの問題点・課題が示されている⁴⁷⁾。また、ハルツ改革を10年あまりかけて推進し近時堅実な経済成長を果たしているドイツでさえ、なお検討課題とされる長期失業者問題に加え、非正規雇用の拡がりは、わが国で深刻との指摘もある⁴⁸⁾。

それだけに、貧困・所得格差・労働者層の固定化を是正し、長期失業者問題を乗り越えなければならないドイツ、他方、従来の制度から一歩踏み込んで新たに生み出した安全網の型で非正規雇用のリスクに対処し、長期失業者問題へも取り組まなければならない日本、両国とも厳しい財政環境

の下で明確な処方箋はもとより存在せず、各国における経験の摂取も含む今後の関連研究の深化と具体的に打ち出される諸施策の動向・評価を注視する必要がある。

注

- 1) ドイツにおける失業率の推移については、例えば、内閣府政策統括官室編『世界の経済潮流 2011年Ⅱ』（日経印刷、2011年）72頁（表2-1-18図）のほか、労働政策研究・研修機構HP内の「主要労働統計指標」<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/shuyo/201306/0207.html>で示された数値等も参照。
- 2) ドイツの実質GDP成長率の推移については、厚生労働省編『世界の厚生労働2013』（正陽文庫、2013年）141頁等参照。
- 3) いわゆるハルツ改革に関する論稿は多数存在するが、さしあたり、労働政策研究報告書No.69『ドイツにおける労働市場改革－その評価と展望－』（労働政策研究・研修機構、2006年）、同報告書No.84『ドイツ、フランスにおける労働・雇用政策と社会保障』（同機構、2007年）参照。
- 4) 本稿と同様の視点からの近時の業績として、例えば、戸田典子「失業保険と生活保護の間」リファレンス709号（2010年）7頁、渡邊絹子「ドイツ求職者基礎保障制度の展開」東海法学44号（2010年）32頁、JILPT資料シリーズNo.70『ドイツ・フランス・イギリスの失業扶助制度に関する調査』（労働政策研究・研修機構、2010年）8頁以下〔第1章ドイツ・天瀬光二執筆〕、名古屋道功「ドイツの求職者支援制度」季刊労働法232号（2011年）29頁等参照。
- 5) より具体的には、離職前における賃金の平均値から税や社会保険料を控除した値である（SGBⅢ151条～153条）。
- 6) この水準そのものは、同手当の前身でハルツ改革前における「失業手当（Arbeitslosengeld）」と同一である。渡邊・前掲注4論文31頁等参照。
- 7) 保険料以外の財源には、賦課金（Umlagen）、連邦政府からの拠出金（Mittel des Bundes）、その他の収入（sonstige Einnahmen）が含まれる（SGBⅢ340条）。保険料率は3.0%に設定されている（同341条2項）。
- 8) もっとも、いわゆる僅少労働（本文後掲）従事者や満65歳以上の者等は適用されない（同法27条、28条）。
- 9) 1回の拒否による受給停止期間（Sperrzeit）は3週間であるが、その回数が重なるにつれて6週間や12週間へ延長される。
- 10) 離職前2年間における保険料納付期間が、少なくとも

- も6ヶ月とされる(但し、2014年12月末日まで)。これは、いわゆるリーマン・ショックに対応する措置という。渡邊・前掲注4論文31頁脚註5等参照。
- 11) ハルツ改革以前における連邦雇用庁(Bundesanstalt fuer Arbeit)が大幅に改変されて誕生した当該機関は、連邦から独立して3名の理事により運営される公法上の法人である(SGB III 367条1項)。
 - 12) 2004年から2010年における同手当受給者数の推移は、名古屋・前掲注4論文35頁(表3)参照。2011年の当該数値は以下を参照。Vgl. Amtliche Nachrichten der Bundesagentur fuer Arbeit, 59. JAHRGANG, SONDERNUMMER 2, Arbeitsmarkt 2011, S. 53.
 - 13) これには、食費・被服費・暖房費を除く光熱費・文化的活動費用等を含むとされる(同条1項1文)。
 - 14) 受給者の類型・属性とそれぞれに適用される具体的な乗率については、厚生労働省編・前掲注2)書153頁(表3-1-6)参照。
 - 15) この給付水準の額・算定方法について、従前のそれは連邦憲法裁判所第1法廷2010年2月9日判決(BverfGE 125,175=NJW 2010,505)により、(わが国の憲法にあたる)基本法(Grundgesetz)に違反する(=違憲である)旨判断されたため、2011年3月に制定された新法「社会法典第12編(SGB XII) 28条に基づく生計保障基準給付算定法」(BGBl. I S. 453)が、連邦統計庁が5年ごとに実施する所得・消費抽出調査の数値を基に算定する際の諸準則を整備した。
これに基づき決定される当該給付は、SGB XIIが射程とする稼働能力のない困窮者に支給される「生計扶助(Hilfe zum Lebensunterhalt)」の核をなすものであるが(同法27条以下)、その水準は、SGB IIにおける生計保障基準給付にも適用される(SGB II 20条5項2文)。以下の文献も参照。Vgl. Lenze in Muender (Hrsg.), LPK-SGB II, 4. Aufl., 2011, Anh § 20. Rdnr. 1f.
上述した従前の給付水準の算定については、嶋田佳広「ドイツ求職者基礎保障における保護水準」賃金と社会保障1489号(2009年)4頁(とりわけ10頁以下)、戸田典子・前掲論文25頁等参照。上記連邦憲法裁判所判決については、名古屋・前掲注4論文37頁等参照。
 - 16) 公的高齢年金の支給開始年齢引き上げに対応して、2012年から2029年までに段階的に67歳へ引き上げられる(同法7a条)。
 - 17) 外国人であっても、これら4要件に該当する限り当該手当を受給できるが、滞在当初の3ヶ月間については受給できない等、いくつかの制約は存在する(7条1項、8条2項)。
 - 18) Vgl. a.a.O. (Fn. 12), S. 22.
 - 19) 名古屋・前掲注4論文33頁等参照。なお、当該受給者は、疾病保険・介護保険・年金保険に加入する義務を負うものの(SGB V 5条1項2a号、SGB XI 20条1項2a号、SGB VI 3条1文3a号)、その保険料はBAが負担する(SGB II 26条、SGB VI 166条1項2a号)。天瀬・前掲JILPT資料シリーズ18頁、ヨハネス・ミュンダー(翻訳・原俊之)「ドイツにおける求職者のための基礎保障」日独労働法協会会報10号(2010年)35頁(とくに39頁)等参照。
 - 20) これは、6ヶ月以内と解されているようである。Vgl. Armbrorst in Muender (Hrsg.), a.a.O. (Anm. 19), § 8 Rdnr. 17. 中内哲「ドイツにおける失業保険制度」労働法律旬報1684号(2008年)29頁(とくに32頁、36頁脚註17)等参照。
 - 21) この状態は、SGB VI 43条2項2文にいう「完全な稼働能力の減退」概念に依拠しているという。渡邊・前掲注4論文29頁脚註9およびミュンダー・前掲論文37頁などのほか、以下の文献も参照。Vgl. Armbrorst in Muender (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 19), § 8 Rdnr. 20.
 - 22) ここにいう収入・資産は、現金または金銭的価値を有するすべての収入(11条1項)、換価可能な財産物を指すが(12条1項)、税や社会保険料、年齢に応じた金額(3100~9750ユーロ)、未成年の子のための貯蓄(限度額3100ユーロ)等は考慮対象から除外される(11a条、11b条、12条2項・3項)。渡邊・前掲注4論文28頁等参照。
 - 23) 聞き取り調査によれば、この制裁が発動「されることは極めて少な」という。渡邊・前掲注4論文24頁参照。
 - 24) 需要共同体に関するより具体的な解説は、渡邊・前掲注4論文28頁等のほか、以下の文献も参照。Vgl. Thie/Schoch in Muender (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 15), § 7 Rdnr. 38ff.
 - 25) 協同組織に関するこうした基本法改正の経緯等については、名古屋・前掲注4論文39頁以下、武田公子「ドイツ社会保険制度における政府間関係」本誌180号(2012年)28頁(とくに31頁以下)等のほか、以下の文献も参照。Vgl. Lenze in Muender (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 15), S. 21.
 - 26) Vgl. a.a.O. (Fn. 12), S. 21.
 - 27) 本助成金を受給するためには、当該失業者は、少なくとも150日分の失業手当Iの受給期間を有している必要がある。2011年の本助成金受給者は約13万6千人であった。厚生労働省編・前掲注2書144頁等参照。
 - 28) 企業倒産を理由に失業に陥った者は、本手当を受給できる可能性を有する。2011年の当該受給者は約24万3千人と報告された。厚生労働省編・前掲注

- 2書143頁等参照。
- 29) 本扶助は、生計扶助 (Hilfen zur Lebensunterhalt)・医療扶助 (Hilfen zur Gesundheit)・介護扶助 (Hilfen zur Pflege) 等、稼働能力のない困窮者を対象とする7つのサービスを内容とし (8条各号、27条1項)、その給付の主体は、基本的に地方自治体である (3条2項)。失業者が疾病や事故等で稼働能力を喪失した場合、本扶助を受給する可能性が生じる。
- 核たる存在は金銭による生計扶助である。その給付水準は、SGB II に法的根拠を置く失業手当 II のそれと同一に設定される一方 (SGB II 20条5項2文)、社会扶助と手当とは相互に排他的である (SGB II 5条2項、SGB XII 21条1文)。ハルツ改革以前は、SGB XII の前身たる連邦社会扶助法に基づく「社会扶助 (Sozialhilfe)」が、稼働能力の有無にかかわらず、「『すべての人』」に対する最低生活保障の最後の受け皿として機能していたとされる。木下秀雄「ドイツの最低生活保障と失業保障の新たな仕組みについて」賃金と社会保障1408号 (2005年) 4頁 (とくに6頁) 等を参照。
- 30) 厚生労働省編・前掲注2書143頁以下等参照。なお、失業者等に支援の必要性が認められると、仕事への応募や就労に必要な諸経費等が支給される。Vgl. Hessel in Brand (Hrsg.), SGB III, 6. Aufl., 2012, § 44 Rdnr. 11 ff.
- 31) 厚生労働省編・前掲注2書146頁以下等参照。
- 32) これらは、SGB III 29条以下に基づいて実施される (SGB II 16条1項)。
- 33) 渡邊・前掲注4論文26頁では、聞き取り調査の結果として、当該受給権者1名に対して2名の個別相談担当者が割り当てられており、統合協定の内容は、受給権者個々人の具体的状況に応じて千差万別である旨、記されている。
- なお、SB II は、所轄 AA と受給権者との合意が成立しない場合、統合協定が行政行為 (Verwaltungsakt) として形成されることを想定する (15条1項6文)。
- 34) もっとも、この仕事に従事して得る金銭は、賃金 (Lohn) ではなく、「補償金 (Entschädigung fuer Mehraufwendungen)」と説明される。戸田・前掲注4論文23頁等のほか、以下の文献も参照。Vgl. Thie in Muender (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 15), § 16d Rdnr. 29.
- 35) Vgl. Thie, a.a.O. (Fn. 15), § 16d Rdnr. 19.
- 36) 厚生労働省編・前掲注2書142頁等参照。
- 37) 厚生労働省編・前掲注1) 書142頁以下等参照。
- 38) 厚生労働省編・前掲注1) 書156頁以下等参照。
- 39) 内閣政策統括官室編・前掲注1書72頁等参照。
- 40) その一端は、「分かれるハルツ改革の評価」最近の海外労働情報 (労働政策研究・研修機構) 2012年10月) http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_10/german_01.htm を参照されたい。
- 41) 前者・貧困や所得格差の深刻化に関する近時の研究として、嵯峨嘉子「ドイツにおける貧困の現状と対策の課題」本誌177号 (2011年) 31頁、上田真理「ドイツ求職者基礎保障法 (社会法典2編) の動向」東洋法学55巻3号 (2012年) 1頁 (とくに11頁以下) 等のほか、「低賃金労働者が10年で約2割増」最近の海外労働情報 (労働政策研究・研修機構、2012年8月) http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_8/german_01.htm も参照。
- 後者・労働者層の固定化とは、例えば、僅少労働従事者は、次に就職の機会を得ても僅少労働従事者のままで、正規の労働者にはなかなかないことを指す。そのデータにつき、JILPT資料シリーズNo.79『欧米における非典型雇用の現状と課題』(労働政策研究・研修機構、2010年) 46頁 [浅尾裕執筆] 等参照。
- 42) 前掲注40文書は、当時の所管大臣による「今後は長期失業の根本的要因をさらに深める抜本的原因がある」とのコメントを紹介している。
- 43) 例えば、小園英俊=久野克人「求職者支援制度の創設」時の法令1892号 (2011年) 4頁、丸谷浩介「職業訓練の実施等における特定求職者の就職の支援に関する法律」ジュリスト1430号 (2011年) 45頁参照。
- 44) 2009年・2010年の同法改正については、丸谷浩介「2009年雇用保険法改正によるセーフティネットの再構築」季刊労働法227号 (2009年) 26頁、小西康之「雇用保険法等の一部改正」ジュリスト1410号 (2010年) 48頁等参照。
- 45) 同法の解説として、小園=久野・前掲注43論文4頁、丸谷・前掲注43論文45頁、米村優季「職業訓練の実施等における特定求職者の就職の支援に関する法律」自由と正義62巻12号 (2011年) 82頁等参照。
- なお実質的な意味で、後述する第3類型は、2009年7月から実施されていた「緊急人材育成支援事業」の中で認められていた。
- 46) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200002mj8x-att/2r985200002mjae.pdf> を参照。
- 47) 丸谷・前掲注43論文50頁以下、河村直樹「求職者支援制度に関する提言の背景と今後の課題」労働法律旬報1748号 (2011年) 18頁、高橋賢司「日本における求職者支援のあり方と職業訓練受講給付金制度」季刊労働法232号 (2011年) 15頁 (とくに27頁以下) 等のほか、ドイツ法との比較の観点から、木下秀雄「求職者支援法の検討」労働法律旬報1748号 (2011年) 6頁 (とくに10頁以下) 参照。
- 48) 丸谷・前掲注43論文45頁等参照。

(なかうち・さとし 熊本大学教授)

正誤表

訂正箇所	誤	正
17頁・左列・最終行	Gerhard	Gerhard
22頁・左列・上から14行目	身につけさ <u>れ</u> る	身につけさ <u>せ</u> る
24頁・左列・脚注14	前掲注2 <u>）</u> 書153頁	前掲注2書153頁
同頁・同列・脚注15	Anh § 20 <u>）</u> Rdnr. 1f.	Anh <u>）</u> § 20 Rdnr. 1f.
同頁・同列・脚注15	戸田 <u>典子</u> ・前掲論文25頁等参照。	戸田・前掲 <u>注4</u> 論文25頁等参照。
同頁・右列・脚注19	天瀬・前掲JILPT資料シリーズ18頁	天瀬・前掲 <u>注4</u> JILPT資料シリーズ18頁
同頁・同列・脚注20	(<u>Anm. 19</u>)	(<u>Fn. 15</u>)
同頁・同列・脚注21	Fn. <u>19</u>	Fn. <u>15</u>
同頁・同列・脚注25	<u>Lenze</u>	<u>Korte</u>
同頁・同列・脚注25	<u>S. 21.</u>	<u>§ 44b Rdnr. 1ff.</u>
25頁・左列・脚注33	SBII	<u>S</u> QBII
同頁・同列・脚注37	前掲 <u>註1)</u> 書	前掲 <u>注2</u> 書
同頁・同列・脚注38	前掲 <u>註1)</u> 書	前掲 <u>注2</u> 書